

# 年賀はがき二等が三本も

★幸運は

小林 嘉一さん  
牧野 明雄さん  
片桐 輝美さん

一月二十七日、脇野町郵便局で二等の賞品「インスタントカメラ」が当選者の方に手渡されました。  
毎年二等は一、二本は出ているが、三本も出たのはめずらしいということでした。

ちなみに、今年脇野町郵便局が町内に配った年賀状は十四万通余りでした。二等の当選確率は約四万七千分の一ということとで当選者の方は思わぬ幸運に大喜びでした。

なお当選していても気づかずにいる方のために当選番号一覧表を載せておきましたのでお確かめください。

お引換えはお早目に

(引換期間)  
一月二十日～七月十九日

1等	カメラ一体型ビデオ (8ミリタイプ ソニー株式会社製) VHS-Cタイプ 松下電器産業株式会社製	A組	470844
		A-B組	891375
	共通	659569	
2等	インスタントカメラ (ボラロイド株式会社製)	A組	F5114 43885
		A-B組	F5114 29103
	共通	F5114 48988 F5114 86683	
3等	ふるさと小包	F5114 14830	F5114 48988
		F5114 86683	
4等	手紙セット (対面・更せんセット)	F3114 171	
		F3114 708	
5等	お年玉切手シート	F2114 12	F2114 53
		F2114 63	



# 第33回 競書大会



今年も、小・中学生の書初展が一月十五日から二十日まで町体育館で開かれました。また生かき教室の皆さんの作品も展示されました。各学年の特選入賞者は次の皆さんです。

- ◇小学校三年 八田聡子(日吉小)
- ◇四年 燕 敏也(脇小)
- ◇五年 難波健一(脇小)
- ◇六年 小林 透(脇小)
- ◇中学校一年 横沢理恵子
- ◇二年 松村 亮子
- ◇三年 難波 幸子

(敬称略)

## 社会教育調査への ご協力へのお願い

教育委員会では、教育委員会や公民館が行っている事業を町民の皆さんの学習要求に添えたものにして、さらに充実させたいと考えております。

また五年、十年先を見通した社会教育の計画づくりをする上でも、町民の皆さんのお考えや学習要求を調査したいと考えております。

そこで、町民の皆さんから(小学生・中学生・高校生・成人・高齢者)一〇割くらい抽出させていただきます。三月中旬に「アンケート調査」を実施いたします。

調査用紙の配布および回収には、各大字の公民館振興員さんが担当されますので、何分のご協力をお願い申し上げます。



# 豆まき

(上岩井 根立寺)

2月3日、上岩井の根立寺で、節分の行事がおこなわれました。豆、みかん、お菓子が集まったお年寄りや子どもにまかれ、寒さをふきとばし、堂内は熱気一杯でした。



洞穴に祀る地藏や冬ぬくし  
囁む音を意識しながら数の子食う  
逝く年を惜しみ石段踏みしめる  
大厄を落とし妻子に頼らるる  
寒の水五臓六腑を清めけり  
七草に願ひをこめし妻であり  
寝過ごして初夢もなき老二人  
ソリーング手にとるごの寒さかな  
寒き部屋母がひとり寝を讀む  
雑煮餅もう食い飽きて二月かな  
寒梅や陽の射す縁に顔を刺る  
白髪のはかに増へし葛湯呑む  
東の間の日和にまろぶ寒雀  
折鶴の影が襖に年移る  
腰痛に耐へつつ歩む寒の入り

中村 遊雲  
名塚 清一  
難波 千代女  
遠藤 枯骨  
安達 南風  
小林 雪子  
丸山 義成  
倉重 和子  
小倉 林宏  
遠藤 素木  
尾竹 花翠  
大滝 菁風  
原上 峰子  
井上 蝶子  
棚橋 比呂志

## 今月の納税

\* 国民年金保険料 二月分  
\* 国民健康保険税 二月期分  
\* 水道料金 二月分  
\* ガス料金 二月分

## 広報

# みしま



第 239 号  
昭和63年2月15日  
毎月15日発行

人口 6,863人(-3) 男 3,313人(-4)  
世帯数 1,681 (-1) 女 3,550人(+1)  
( )は1月1日との比較

# 確定申告はお早目に 3月15日まで



2月16日(火)～2月15日(火)

今回の確定申告期間は、二月十六日(火)から三月十五日(火)までです。(町では日程の関係で十五日から申告相談を行っております。)

次に該当される方は、三月十五日までに忘れずに申告してください。申告書は自分で正しく計算し、記入していただくことになっておりますが、できない方のために申告相談会場を用意いたしましたのでお気軽にご利用ください。

申告を  
しなければ  
ならない人

所得税  
○事業をしている人、不動産収入のある人、土地や建物を売

つた人などで、昭和六十二年中の所得の合計額が、所得控除の合計額を超える人。

- サラリーマン(給与所得者)の所得税は、「年末調整」によってその年の納税が完了します。確定申告する必要はありませんが、次のような場合などにはしなければなりません。
- ①給与の収入金額が千五百万円を超える場合
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超える場合
- ③給与の支払を二か所以上から受けている場合で、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与、退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超える場合

なお、確定申告をする必要のないサラリーマンでも、災害等を受けたときなどは確定申告をすることによって、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

六十二年一月一日現在、町内に住所があり、所得税の確定申告をしない人で、次のどれかに該当する人。

### 町・県民税

- ①農業や事業を営んでいる人、地代や家賃、利子、配当がある人、土地や建物を売った人で、六十二年中に収入があった人。

### 申告に必要なもの

- ①印鑑(預金通帳におさされているもの)
- ②税務署より封書(申告用紙)が届いた人は、その封書一式(他の人は「町民税の申告」、会場で用意してあります。)
- ③所得の計算に必要な帳簿、書類で収入・経費のわかるもの
- ④源泉徴収票(給料・年金受給者等)
- ⑤証明書・領収書など医療費・生命保険等の控除を受けた人

### お願い

各地区で申告相談所を開きますが、できるだけ自分の地区の相談日で申告を済ませてください。直接税務署へ申告される方は、三月に入りまして非常に混雑します。お早めに。

納税は期限内に  
(三月十五日まで)

## 土地や建物を売ったときは

所得税は、すべての所得を合計して計算することになっていきます。しかし、土地や建物を売ったときの譲渡所得は、原則として他の所得と分離して税金を計算することになっています。譲渡所得は、譲渡した土地や建物をいつから所有していたかによって、長期譲渡所得と短期譲渡所得に分け、それぞれ別の方法で税額を計算します。

長期譲渡所得とは、譲渡した年の一月一日において、所有期間が十年を超える土地や建物を売ったときの譲渡所得をいい、十年以下の場合を短期譲渡所得とします。なお、昭和六十二年の税制改正により、昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に行う土地の譲渡については、長期、短期の区分の基準を所有期間五年とする特例が設けられました。

長期譲渡所得は、通常の場合百万円の特別控除を差し引いた後の金額が、四千万円以下の場合には二〇〇の税金がかかり、四千万円を超えますと他の所得と総して計算されます。短期譲渡所得には、通常の場合特別控除はありませんし、四〇〇以上の税金がかかります。また、譲渡所得の計算に当たっては、例えば自分が住んでいる家屋と敷地を譲渡したり、収入対象事業のために土地などを譲渡したときには、三千万円の特別控除など課税の特例があります。

このように、譲渡所得には種々の特例が設けられています。お分かりにならない点がありましたら、お早めに税務署・税務相談室へお尋ねください。(長岡税務署三五二〇七〇、相談室三三二五二二)

## 固定資産税課税台帳の 縦覧期間の延期等について

固定資産税課税台帳の縦覧は例年、三月となっておりますが本年は、土地及び家屋が評価替えの年にあたり、縦覧の期間は四月八日(金)から四月二十七日(水)までの二十日間に変更の子定であります。この延期に伴い、固定資産税の第一期の納期も四月から五月に変更の見込みであります。

## 申告相談日程表

月日	曜	場	所	時	間
2.15	月	蓮花寺	公民館	9:00~16:00	
16	火	上条	公民館	"	"
17	水	藤宮	集落開発センター	"	"
18	木	新保	集落開発センター	"	"
19	金	瓜生	集落開発センター	"	"
20	土	中永	公民館	9:00~12:00	
21	日				
22	月				
23	火	上岩井	公民館	9:00~16:00	
24	水	"	"	"	"
25	木	七日市	公民館	"	"
26	金	"	"	"	"
27	土				
28	日				
29	月	鳥越	集落開発センター	9:00~16:00	
3.1	火	"	"	"	"
2	水	"	"	"	"
3	木	下河根川	集落センター	"	"
4	金	大野	寿荘	"	"
5	土				
6	日				
7	月	気比宮	集落センター	9:00~16:00	
8	火	逆谷	集落センター	"	"
9	水	町福祉	センター	"	"
10	木				
11	金	町福祉	センター	9:00~16:00	
12	土	"	"	9:00~12:00	
13	日	"	"	"	"
14	月	"	"	9:00~16:00	
15	火	"	"	"	"

## 所得税・県町民税控除額一覧表

控除の種類	所得税	県町民税
基礎控除	330,000	280,000
配偶者控除		
一般の控除対象配偶者	380,000	280,000
同居特別障害者である控除対象配偶者	520,000	360,000
老人控除対象配偶者	440,000	290,000
配偶者特別控除(最高)	112,500	140,000
扶養控除		
一般の扶養親族	330,000	280,000
同居特別障害者である扶養親族	470,000	360,000
老人扶養親族	460,000	330,000
同居老親等	390,000	290,000
障害者控除		
一般の障害者	250,000	240,000
特別障害者	330,000	260,000
老年者・寡夫・寡婦・勤労学生控除	250,000	240,000
社会保険料・小規模企業共済掛金控除	支払金額	支払金額
保険料控除		
生命保険(最高)	50,000	35,000
個人年金(最高)	5,000	3,000
医療費控除(最高)	200万円	200万円
損害保険料控除		
長期分(最高)	15,000	
短期分(最高)	3,000	
長短期両方(最高)	15,000	
専従者控除		
青色	適正な給与額	適正な給与額
白色		
配偶者(最高)	600,000	600,000
その他(最高)	450,000	450,000
青色申告控除額	100,000	100,000

## 昭和六十三年 新区長紹介

今年一年間皆さんの運命をお願ひいたします。  
区長会会長に中野昭二(七日市)さん、副会長に倉重繁司(瓜生)さん、新保孝次(逆谷)さんが、監事に関喜久治(吉崎)さん、佐藤甚太(脇野町)さんが役員となられました。

- 鳥越 原田 昭良
- 七日市 中野 昭二
- 上岩井 小野 幸治
- 吉崎 関林 幸治
- 脇野町 佐藤 甚太
- 中条 片桐 繁雄
- 新保 稲田 三郎
- 大野 名塚 清一郎
- 下河根川 荒川 定男
- 瓜生 倉重 繁宏
- 蓮花寺 中川 重繁
- 上条 永波 清作
- 逆谷 田中 栄次
- 気比宮 近藤 孝司
- 藤川 平原 亮二
- 山田 亮二

## 水田農業確立対策 米需給均衡化緊急対策

	国	県	町
水田農業確立対策	77万ha	29,990ha	151.0ha
米需給均衡化緊急対策(面積換算)	26万(52,000ha)	16,610(3,160ha)	89.94(16.5ha)

区分	転作等 目標準面積 (a)	米事前売渡申込限度数量 (60kg当り)		
		合計	内 うち米	内 うち米
鳥越	2,602	6,047	6,021	26
七日市	2,217	6,269	6,229	40
(小計)	(4,819)	(12,316)	(12,250)	(66)
上岩井	2,080	6,595	6,532	63
吉崎	273	707	694	13
脇野町	1,250	3,142	3,106	36
中条	910	2,791	2,774	17
新保	994	3,081	3,055	26
大野	575	1,704	1,695	9
下河根川	1,220	3,555	3,534	21
瓜生	1,557	4,710	4,615	95
蓮花寺	576	1,348	1,332	16
中永	80	142	142	0
上条	550	1,370	1,354	16
逆谷	412	1,054	1,039	15
気比宮	381	1,077	1,064	13
藤川	825	2,303	2,291	12
宮沢	248	623	617	6
(小計)	(11,931)	(34,202)	(33,844)	(358)
合計	16,750	46,518	46,094	424

昭和六十二年より開始されました水田農業確立対策について、転作等の目標の達成がなされ、一〇・四割の達成率となり誠にありがとうございます。

ご承知のように、農作となつたことと、米の消費が引き続き減退傾向にあることから、需給ギャップが、益々拡大する状況になっております。昭和六十三年度において引き続き、水田農業確立対策が実施されるほか消費、流通、生産の各般にわたる緊急な取り組みにより需要と供給のバランスを調整する必要があります。こうした背景をもとに米の需給均衡化緊急対策が講じられることになりました。

広報カレンダー

Calendar table with columns for month (2月), day, and event details. Includes dates from 15th to 29th with various community events and office hours.

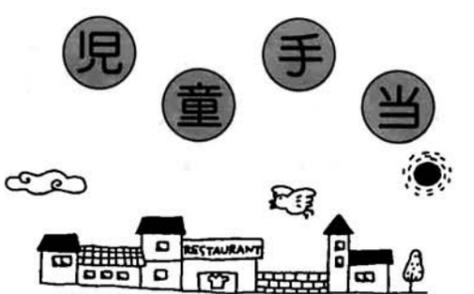
\*サービス店会 四月から新券(きいろ)
○二月二十九日まで、現在のサービス券発行。(この間、一冊にまとめてお買物を)

テレホンサービス(2~3月分)
くらしのダイヤル (025)285-7000
\*情報は正午に切り替えます\*
消費生活相談事例 2月15日~2月22日

ご利用ください
県消費生活センター
チルドとは、直訳すれば、冷やされた、という意味ですが、一般的には、マイナス五度Cからプラス五度Cの温度帯で流通販売されている、いわゆる冷蔵食品を指します。

ご存知ですか? チルド食品
目で見て確かめることができないので、是非とも製造年月日や賞味期間が必要です。

保健行事のおしらせ
対象 内容 日時 会場
59.9~59.12 3歳児健診 3月14日(月) 町体育館



児童手当
四月からは、小学校入学前のお子さんを含み二人以上の児童を養育している方で、収入が一定の額未満の場合に、二人目の児童から支給されます。

児童手当の請求の方法
児童手当認定請求書を役場へ提出してください。用紙は役場にあり。なお公務員の人は勤務先に提出してください。

特別弔慰金の請求について
戦没者等の遺族のうち、昭和六十年四月一日において他に公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がいないう方に、特別弔慰金として、額面三十万円、十年償還の国債が、昭和六十一年五月より支給されております。

今年も無火災・無災害を願って
1月10日、町体育館にて多数の来賓者出席の中、町消防団約200名の皆さんが、寒さも吹き飛ばすような真剣な動きで通常点検や一斉放水などを行ないました。

児童手当の額
二人目(小学校入学前)の児童には月額二千五百円、三人目(小学校入学前)の児童には月額五千円が支給されます。



冬道の安全運転
通勤、レジャー等でお出かけの際は、スリップ事故や歩行者におさえゆとり運転を心がけましょう。吹雪の日には周囲も真白で、農道などでは視界がきかなくなり、ご注意ください。



お知らせ
照会は電話で
三島町役場 42-2221(代)
日吉支所 46-2049
ガス企業団 42-2671



新潟県の最低賃金
最低賃金の件名 最低賃金額
新潟県最低賃金 3,546円 444円

三島町交通安全協会役員
★会長 大桃 正次(脇野町)
★副会長 小方 保(鳥越)
★監事 中野 昭二(七日市)
燕 貞司(瓜生)
松浦興喜雄(氣比宮)

Table of minimum wages in Niigata Prefecture, listing industry names and corresponding wage rates.